

令和7年度、東松山ぼたん園マーケットデッキ出店事業者募集要項

1 総則

東松山ぼたん園利用者の利便性を向上させること及び産業振興を図ることを目的とし、園内のマーケットデッキにおいて、飲食物等販売の営業（以下、営業という）を行う出店事業者を募集します。

2 営業の時間

営業の期間は以下のとおりです。

(1) ぼたん有料期間(花絵巻)

令和7年4月5日（土）～令和7年5月6日（火）の32日間

ただし、土・日・祝日の期間中3日以上の出店及び営業時間において10時～14時までは必ず出店してください。平日における営業の有無、営業時間については出店事業者の判断とします。

・ぼたん有料期間の開催期間はすでに決定していますが、天候等により開花時期がずれることがあります。

(2) 場所

東松山ぼたん園マーケットデッキ及び一部ぼたん園通路(出店配置図は別紙1参照)

(3) 各種イベント（期間中）

- ・ぼたん園におけるイベント実施の際は、出来るだけ出店をお願い致します。ただし、営業の有無も含め、出店期間や出店内容については指定管理者と協議をしてください。
- ・期間中に実施を予定しているイベントについては、天候等の状況により内容の一部またはすべての変更・中止する場合があります。
- ・応募が多数ある場合は協議の上、臨時出店エリアを設ける場合がございます。

3 施設の状況

- (1) マーケットデッキの店舗（キッチンカーも含む）を設置できる面積は、72㎡（3m×3m×8区画）を基本とします。なお施設の詳細は7ページ平面図のとおりです。
- (2) マーケットデッキ隣接の電気設備3か所（コンセント合計5口）及び給排水設備（手洗い施設2か所）を使用できます。
- (3) 出店事業者が使用するテント等について
テント等を使用する場合は、指定管理者が適当であると認め、法令上必要な手続きが済んだものは使用することができます。ただし、設置面積については全体で72㎡以内とします。

4 使用条件

(1) マーケットデッキの店舗営業時間は、10時から16時とします。

9時までには搬入を済ませ、搬入用お車は従業員駐車場へ移動をお願いします。

(2) 飲食物の販売などのついては、出店事業者が法令上必要な手続きなどを行ってください。

(3) 営業時に出た、残飯、油分を含む汚水、その他ゴミ類は持ち帰って下さい。食材、販売用容器の店舗で出たゴミ回収に関しては、各店でお引き取り下さい。

5 応募資格

応募には、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

① 次に該当しない者であること。

- ・ 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者
- ・ 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続の申立てがなされている者等
- ・ 国税、地方税を滞納している者
- ・ 園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- ・ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ・ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ・ 役員などが暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

6 応募の方法及び選考等について

営業を希望する事業者は、受付期間中に下記のとおり応募書類を提出してください。

複数事業者で構成するグループの場合は、代表者が本要項に関する書類の提出等、全ての手続きを行ってください。

応募書類による書類審査を行い、出店事業者を決定します。

応募多数の場合は協議の上、臨時出店エリアを設ける場合もあります。

またより多くの日数に出店して頂ける出店事業者を優先的に決定いたします。

(1) 応募受付期間及び受付時間

令和7年 2月 10日(月)～令和7年 3月 17日(月)

午前9時00分から午後4時00分とします。※期間内必着

(2) 提出先及び応募方法

令和7年度 東松山ぼたん公園 指定管理者 日本庭園由志園株式会社

送付先：東松山ぼたん園指定管理者 日本庭園由志園株式会社

〒355-0008 東松山市 大谷1148-1

TEL .0493-81-7607 E-mail info@higashimatsuyama-botan.com

担当者：星野、門脇

提出については、郵送(当日消印有効)または、E-mailで行ってください。

E-mailの場合には、送信後、確認のため担当まで電話にて連絡をお願い致します。

(3) 応募書類

提出書類	部数	備考
応募申込書	1部	
営業許可証(コピー)	1部	
食品衛生管理者証(コピー)	1部	
PL 保険等の保険証券(コピー)	1部	
出店内容提案書(参考様式)	1部	

応募書類の作成にかかる費用は、応募する事業者の負担とします。応募書類の返却はいたしません。

7 質問の受付及び回答について

本要項について疑問がある場合は下記のとおり質問を受け付けます。

(1) 提出方法 質問書(様式2)を電子メールにて提出

提出先アドレス info@higashimatsuyama-botan.com

令和7年度 東松山ぼたん公園 指定管理者 日本庭園由志園株式会社

担当者：星野、門脇

※メール送信後、確認のため担当まで電話にて連絡をお願い致します。

TEL 0493-81-7607 東松山ぼたん園

(2) 提出期限 令和7年 3月 9日(日)午後4時まで

(3) 回答方法 令和7年 3月 13日(木)午後3時までにメールにて回答

8 出店事業者の選考及び決定

出店事業者の選考及び決定

書類審査による選考 令和7年 3月 17日(月)から令和7年 3月 20日(木)

選考結果の通知 令和7年 3月 21日(金)より順次発送

※選考した結果については、応募したすべての事業者に書面で通知を行います。

9 誓約書について

(1) 選考に決定した出店事業者には、誓約書を提出していただきます。

(2) 誓約書の期間は、令和7年4月5日から、令和7年 5月 6日までとします。

10 出店料の支払について

(1) 出店許可を受けた出店事業者には、ぼたんまつり期間の使用料のお支払いをしていただきます。出店料は本施設の電源を使用する場合は、当日売上金額(消費税込)の12%とします。また、電源設備持参の場合、10%とします。

※平日出店の促進の為、平日4/7(月)~4/21(月)の期間中、平日限定で出店料無料。但し電源使用の際には電源使用料として当日売上金額(消費税込)の3%お支払いして頂きます。

(2) 出店者は、営業終了後に当日の売上を売上清算書(当園指定用紙)にて記載を行い提出する。また、営業料についてはその場で管理事務所に現金にて支払うものとする。

本契約期間中に、経済情勢の変動、その他の理由により、営業料が不相当となった場合、協議の上、営業料を変更できるものとします。

11 出店事業者への確認事項

(1) 出店事業者の管理について

出店者は搬入出時及び開催時間中(夜間を除く)、店舗またはキッチンカー内においては係員を常駐させ、搬入出と来場者への対応、その他必要な業務を行うとともに、店舗またはキッチンカー、付帯設備等は責任をもって管理してください。

(2) 監督機関からの指示・指導について

店舗またはキッチンカーの装備等について、監督機関からの指示・指導があった場合には、速やかに対応してください。対応できない場合は開催期間中であっても、出店をお断りします。その場合出店料の払い戻しはできません。

(3) 主催者からの指導について

搬入出及び開催期間を通じ、警備上あるいは安全対策上行う主催者側のスタッフおよび警備員による注意、指導に対しては、出店者はこれに従ってください。

(4) 保険について

出店者はPL保険等の賠償保険の加入をお願いいたします。

主催者は紛失、火災、損傷などの損害、出店等に関して生ずる来場者への損害等に対しては、賠償の責を負いません。

(5) 事前承諾

出店事業者は指定管理者の事前の承諾を得たときに限り、販売業務の全部又は一部を第三者に行わせることができます。当該第三者においては出店者と同様の応募資格を有するものに限られます。また当該三者においては誓約書の内容を遵守するとともに出店者が負担する義務と同様の義務を負わせるものとする。また出店者は、当該第三者の行為について、連携して指定管理者に責任を負うものとする。

(6) 営業許可証について

調理を行う場合は、お申込み時、保健所発行の営業許可証のコピーを必ず提出してください。

(7) 出店場所について

店舗またはキッチンカーの出店場所については、諸事情を勘案のうえ指定管理者で決定し、結果は個別に報告します。

(8) 消火設備について

調理に火気を使用する場合、店舗またはキッチンカー内には必ず消火器を設置してください。

(9) 責任について

主催者は店舗またはキッチンカーが原因と確認できる食中毒等についての責を負いません。また、地震・火災等の天災・官公署の命令等あるいは不可抗力によりぼたんまつりの開催が不可能となった場合、主催者は出店者及び関係者の被る損害に対しての補償は行いません。

12 出店事業者の遵守事項

出店事業者は、以下の内容を遵守してください。出店事業者の遵守事項が守られない場合、是正を命じることがあります。

- ① 出店事業者は責任をもって営業を行い、利用者の信頼確保に心掛けてください。
- ② 出店事業者は、販売品の搬入、補充、撤収を自らおこなってください。
- ③ 出店事業者はもし営業場所・営業日時・営業の変更がある場合には必ず指定管理者と協議の上、指定管理者の許可を得て行うものとしてください。
- ④ 販売品は適正な価格を設定してください。

- ⑤ 販売促進目的で設置する音源、ポップや看板については、ぼたんまつりや公園のイメージにそうものとしてください。
- ⑥ マーケットデッキの清掃を行うなど、出店者は衛生面に常に注意を払ってください。
- ⑦ 地面が汚れる可能性がある場合は必ず養生をして下さい。また、汚れた場合は終了後必ず清掃を行ってください。
- ⑧ 指定管理者がマーケットデッキの営業状況を確認するときは協力してください。
- ⑨ 営業時に出た残飯、油分を含む汚水、食材・販売容器など店舗で出たごみ回収に関しては、各店で責任を持ってお引き取りください。
- ⑩ 出店事業者の責により、マーケットデッキ及び付属設備など施設が破損した場合には、出店事業者に修繕をして頂くことになります。

13 出店業者への禁止行為

出店業者及び出店業者の関係者は、次に掲げる行為を禁止します。また、出店業者は、第三者に販売業務の全部又は一部を行わせる場合には、当該第三者が次に掲げる行為を行わないよう指導監督する義務を負うものとします。

- ① 営業場所において、当該営業のための行為以外の行為をすること。
- ② 営業場所の現状を指定管理者との協議を行うことなく変更すること。
- ③ 刺青・タトゥー、または、刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の疑似刺青・タトゥーを露出すること。
- ④ 不適切な言動で他者に不安・畏怖・困惑を与えること。
- ⑤ 暴力・威嚇等・法令や公序良俗に反する行為をすること。

14 出店の取り消し

指定管理者は以下に該当する事由が生じた場合には、出店業者に対し直ちに今後の出店を取り消しすることができるものとします。

- (1) 応募資格に該当しなくなったとき。
- (2) 遵守事項に反する行為があり、これの是正及び指示に従わなかったとき。
- (3) その他、管理運営上支障をきたす行為があったとき。
- (4) 応募時の資格や提出資料等に虚偽があると判明したとき。
- (5) 出店業者及び出店業者の関係者が営業場所を営業以外の目的に使用したとき。
- (6) 出店業者が出店料を滞納したとき。
- (7) 出店業者が販売業務の全部又は一部を第三者に行かせた場合、当該第三者が前項の出店業者への禁止行為を行ったとき。
- (8) その他各項目の定め違反するなど、出店業者と指定管理者間の信頼関係を損ない是正及び指示に従わないとき。

位置図

